

受入企業向けの相談を、以下の「外国人のための無料相談会」においても受け付けています。

開催地区	日 時	相談会場	共 催
福 岡	毎月第1月曜日 16:30～18:30 (受付は18:00まで) 毎月第4土曜日 13:00～16:00	アクロス福岡3階 FUKUOKA IS OPENセンター 福岡県福岡市中央区天神1-1-1	(公財)福岡県国際交流センター
北九州	毎月第2土曜日 13:00～16:00	コムシティ3階 福岡県北九州市八幡西区黒崎3-15-3	(公財)北九州国際交流協会
筑 豊	毎月第3火曜日 13:00～16:00	飯塚市役所 5階北会議室 福岡県飯塚市新立岩5-5	飯塚市 (公財)福岡県国際交流センター
筑 後	毎月第3土曜日 13:00～16:00	くるめりあ六ツ門6F 福岡県久留米市六ツ門町3-11	久留米市 (公財)福岡県国際交流センター

ご要望に応じて専門家が
出張訪問いたします。

- ・外国人従業員を迎えるにあたっての心構え
- ・業種別の外国人雇用や定着に関するアドバイス
- ・外国人雇用に関する企業内セミナーの開催 …など

福岡県 外国人材活用サポートページ <https://hello.gyosei-fukuoka.or.jp/>

県内企業等に向けて外国人材の活用に必要な情報を発信します。

主なコンテンツ

分野別外国人材の受入方法

外国人材受入企業講習会
(オンデマンド配信)

外国人材受入ガイドブック

チャットボットによるサイト内関連ページや
関係機関への案内



【本事業の目的】

- ☐ 外国人雇用を検討している企業向けの相談窓口を設置し、それぞれの企業の懸念や疑問の解決を支援いたします。
- ☐ 外国人が在留資格の範囲内でその能力を十分に発揮し適正に就労できるよう、事業主が遵守すべき法令や努めるべき雇用管理について啓発等を実施いたします。

外国人を雇いたい 企業の皆さま！

「？」の解消はとにかく尋ねてみましょう！

電話相談

メール相談

相談会

講習会



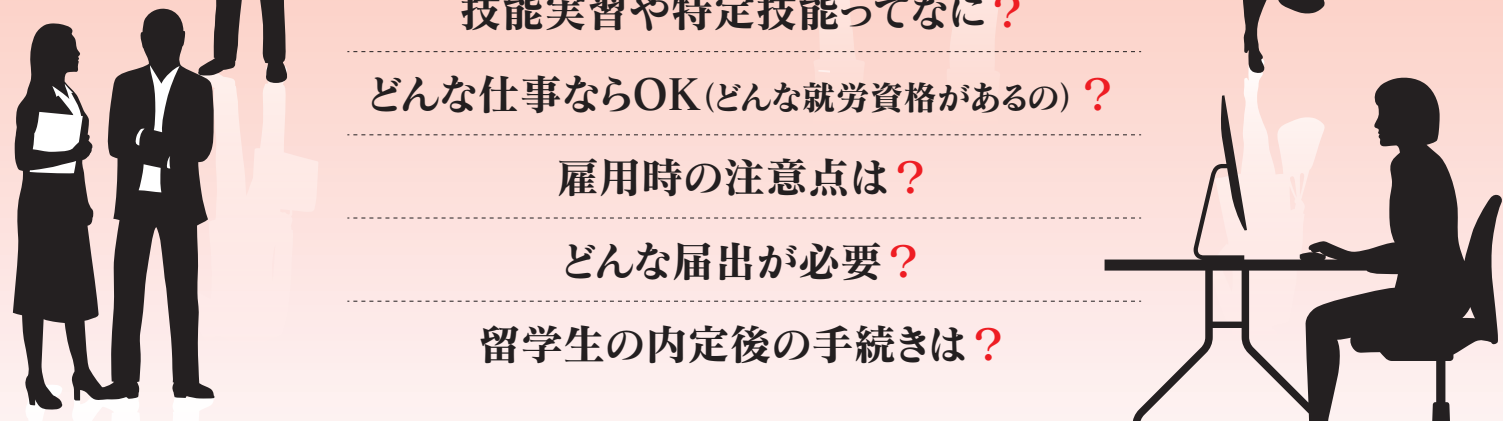
技能実習や特定技能ってなに？

どんな仕事ならOK(どんな就労資格があるの)？

雇用時の注意点は？

どんな届出が必要？

留学生の内定後の手続きは？



福岡県
外国人材受入
企業相談窓口

0120-86-2905

soudan01@gyosei-fukuoka.or.jp FAX 092-631-0580

住所 福岡市博多区東公園2番31号 福岡県行政書士会館内

電話受付時間
10時～17時
(土・日・祝日・年末年始を除く)

外国人が能力を発揮できる適切な人事管理と就労環境を！

募集・採用時において

国籍で差別しない公平な採用選考を行いましょう。
日本国籍でないこと、外国人であることのみを理由に、求業者が採用面接などへの応募を拒否することは、公平な採用選考の観点から適切ではありません。

法令の適用について

労働基準法や健康保険法などの労働関係法令や社会保険関係法令は、国籍を問わず外国人にも適用されます。また、労働条件面での国籍による差別も禁止されています。

適正な人事管理について

労働契約の締結に際し、賃金、労働時間等主要な労働条件について書面等で明示することが必要です。その際、母国語等により外国人が理解できる方法で明示するよう努めましょう。
賃金の支払い、労働時間管理、安全衛生の確保等については、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法等に従って適切に対応しましょう。
人事管理に当たっては、職場で求められる資質、能力等の社員像の明確化、評価・賃金決定、配置等の運用の透明性・公正性を確保し、環境の整備に努めましょう。

解雇等の予防と再就職援助について

労働契約法に基づき解雇や雇止めが認められない場合があります。安易な解雇等を行わないようにするほか、やむを得ず解雇等を行う場合には、再就職希望者に対して在留資格に応じた再就職が可能となるよう必要な援助を行うよう努めましょう。
なお、業務上の負傷や疾病の療養期間中の解雇や、妊娠や出産等を理由とした解雇は禁止されています。

出典：厚生労働省「外国人雇用はルールを守って適正に」パンフレット

「不法就労とは？」 不法就労となるのは、次の3つの場合です。

1. 不法滞在者や被退去強制者が働くケース
(例)・密入国した人や在留期限の切れた人が働く ・退去強制されることが既に決まっている人が働く
2. 就労できる在留資格を有していない外国人で出入国在留管理庁から働く許可を受けていないのに働くケース
(例)・観光等の短期滞在目的で入国した人が許可を受けずに働く
・留学生や難民認定申請中の人が許可を受けずに働く
3. 外国人の方が現に有している在留資格等で認められた範囲を超えて働くケース
(例)・外国料理のコックや語学学校等の先生として働くことを認められた人が工場で作業員として働く
・留学生が許可された時間数（原則週 28 時間以内）を超えて働く

注意！ 事業主も処罰の対象となります！！

■不法就労させたり、不法就労をあっせんした人
「不法就労助長罪」
→3年以下の懲役、300万円以下の罰金
(外国人を雇用しようとする際に、当該外国人が不法就労者であることを知らなかったとしても、在留カードを確認していない等の過失がある場合には、処罰を免れません)

■不法就労させたり、不法就労をあっせんした外国人事業主
→退去強制の対象

■外国人の雇用又は離職についてハローワークへの届出をしなかったり、虚偽の届出をした人
→30万円以下の罰金

出典：出入国在留管理庁「共生社会の実現に向けた適正な外国人雇用推進月間」リーフレット

外国人雇用の主な「在留資格」(※)				
在留資格	働ける内容	海外から？ 国内から？	働ける期間	要 件
技術・ 人文知識・ 国際業務	専門職に限る (エンジニアや翻訳通訳者、 経理担当、法務担当など)	どちらも可	在留資格が 更新されれば 継続就労する ことが可能	海外での実務経験、または 業務と関連する学士号 や専門士の保持者など (法律に沿って十分な確認が必要)
特定活動 (本邦大学等卒業者)	原則、日本語と、 大学等で学んだ 知識を使う業務	主に国内から (留学生からの就職)	在留資格が 更新されれば 継続就労する ことが可能	下記のいずれも満たすこと。 ①日本の4年制大学卒業、 大学院修了、短期大学・高等 専門学校・専門学校卒業 で要件を満たす者 ②N1、またはBJT480点以上、 もしくは大学等で「日本語」 を専攻し卒業した者
身分・地位に 基づく 在留資格 (永住者・定住者・ 日本人の配偶者など)	原則、制限なし	国内から	在留資格が 更新されれば 継続就労する ことが可能	特になし (専門職は、独自の資格や要件 が必要な場合あり)
特定技能	16分野での業務 (注1)	どちらも可	1号は5年。 2号は更新 されれば 継続就労可能	分野ごとの技能試験合格と、 日本語能力N4以上 (一部N3以上)保持 (注2) (技能実習2号を良好に修了した 者は免除)
技能実習 (注3)	外国人技能実習 機構が認定した 職種・作業	海外から	1号は1年。 2号と3号は2年 (3号は別途要件あり)	外国人技能実習機構に、 技能実習計画の認定を受けること、他

注1 介護、ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、鉄道、農業、漁業、飲食品製造業、外食業、林業、木材産業
(令和6年3月29日閣議決定)

注2 自動車運送業の「日本の運転免許の取得」等、分野独自の要件があります。

注3 技能実習制度から育成就労制度への移行が予定されています。

※図は主な在留資格についての内容を分かりやすく簡略化したものです。詳細については窓口までお問い合わせください。